

請願第20号

令和4年11月28日受理
(総務企画常任委員会)

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書の
提出を求める請願

請願者 柏市常盤台4-12
千葉土建とうかつ支部
執行委員長 月居一人外1名

紹介議員 岩井 康
野村 貞夫
久野 晋作
内田 美恵子
坂巻 宗男
早川 真

件名 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書の提出を求める請願

要旨

国に対しインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書を提出してください。

理由

長引くコロナ禍が暮らしと営業の危機的状況を深刻化させ、さらに緊迫の状態が続くロシアによるウクライナ侵攻に起因するサプライチェーンの混乱や円安の影響で、燃油をはじめ物価や資材の価格高騰、資材納品遅れ、食品や生活必需品の大幅な値上がりも追い打ちをかけています。急激かつ大幅な景気後退を経験することとなり、地域経済の中心を担う中小・小規模事業者の経営危機も広がり、深刻な状況が続く国民・中小業者への支援が求められています。このような中では2023年10月から実施予定のインボイス制度に対応できる状況ではありません。制度の実施により、事務負担の増加を強いられるとともに、免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。また、中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小・小規模事業者の廃業の増加、個人事業者、農業従事者、フリーランス、文化芸術を追いやりイベント分野で働く方々を追い込み、さらなる地域経済の衰退につながるおそれがあります。このことは、地域経済によるまちづくりにも影響を及ぼすことから大きな不安を抱かざるを得ません。またインボイス制度導入に関し、日本商工会議所、農民運動全国連合会、全国青色申告会総連合、全国シルバー人材センター、全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟、全国水産物商業協同組合連合会などの団体も現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。新型コロナ危機を克服し、新しく再構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃を与えるインボイス制度導入を延期することを強く求めます。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願いたします。

我孫子市議会議長 様

陳情第15号

令和4年11月24日受理
(環境都市常任委員会)

若松地区の全ての排水ポンプの起動水位設定を最低にさせていただく陳情

陳情者 柳 考 一

件 名 若松地区の全ての排水ポンプの起動水位設定を最低にさせていただく陳情

要 旨

若松地区の全ての排水ポンプの起動水位設定を最低にさせていただきたい。

理 由

令和3年8月23日の若松119の道路冠水は、第一ポンプ起動水位が高く設定されているためゲートが閉まらず、沼からの外水が住宅地側に逆流し、これを排水するのにポンプ能力が割かれ、内水の排水が遅れたためである。

令和4年9月24日には第二ポンプ東側の集水桝から台風で増水した手賀沼の水が吹き出し若松堤防の基部に氾濫しているにも関わらず第二ポンプは起動していなかった。

第一、第二、第三、第四ポンプの全てにおいて同様に逆流水の負担をかかえているので、水害を回避するために、ポンプの逆流水の負担を無くすよう、起動水位設定を最低にする必要がある。

治水課の仕事は住宅地側の内水を手賀沼に排水することである。現状の高い起動設定水位では開いたままのポンプゲートから沼水が住宅地雨水管に逆流、排水ポンプ能力を妨げ内水の手賀沼への排水が遅れ水害になる。常時ゲートを閉めて雨水管内の雨水を排水し空の状態降雨に備えることが必要である。治水課は手賀沼の外水を住宅地側に逆流させる事なく、住宅地側の内水を手賀沼に排水するために、起動水位設定を最低にさせていただきたい。

我孫子市議会議長 様

陳情第16号

令和4年11月28日受理
(環境都市常任委員会)

「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の改正に向けた討議を求める陳情

陳情者 栄町会会長 吉澤高明

件名 「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の改正に向けた討議を求める陳情

要旨

我孫子市栄1272番1ほかで実施された「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下、「県残土条例」）に基づく「埋め立て工事」は、近隣住民への事前説明と大きく異なる内容・工程で行われました。

今後、我孫子市において安全・安心な市民生活を守りつつ、適切な「埋め立て工事」が行われるようにするためには、「我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下、「埋立て条例」）を改正し、市として大規模な「埋め立て工事」についても監理・監督することが不可欠であると考えます。

貴議会において、早急に「埋立て条例」の改正に向けた討議をはじめられることを、心より陳情いたします。

理由

貴議会におかれましては、日ごろより市民の安全・安心な暮らしを実現するために多方面にわたる活動をいただき、深く感謝申し上げます。

我孫子市では、搬入土砂による埋め立てが、面積300㎡以上3,000㎡未満の場合、「埋立て条例」が施行されており、面積が3,000㎡以上になる場合は、「県残土条例」により規制が適用されています。

我孫子市栄1272番1ほか（成田線浜街道踏切付近）での「埋め立て工事」（事業地面積24,804㎡、土砂搬入予定量104,500㎥）は、2021年9月に県残土条例の許可を得て、同年11月から2022年6月に残土の埋め立てが行われました。

事業許可に先立ち、2020年6月28日、7月5日に事業者による住民説明会が、近隣7自治会（栄町会、東町会、しらさぎ自治会、寿町内会、並木7丁目自治会、並木8丁目自治会、並木9丁目自治会）を対象に行われました。

この際、事業者は、

『1日あたりの10tダンプの搬入台数は、60台程度。（土砂量400㎥程度）』

『小学校の下校時間帯は、搬入台数を削減する。』

『泉交差点から事業地までは、ダンプ同士のすれ違いをしない。』

などと説明をしていましたが、実際には、1日140台以上の10tダンプによる搬入が行われ、下校時間帯の搬入削減は全く行われず、ダンプ同士のすれ違いを回避することはありませんでした。

また、事業期間中には、残土運搬の10tダンプと歩行者との接触事故が、泉交差

点で発生しました。

県残土条例では、搬入の台数が増えたとしても事業者への指導対象とはならず、また近隣住民への説明も必要ないことを工事開始後に知りました。

千葉県にはさまざまな地域（54市町村）があり、県残土条例では補完しきれない部分があるため、それぞれの市町村が過去の経緯や地域実情に応じ、「市町村独自の残土条例」を定めています（24市町村）。

例えば、印西市、野田市、成田市、長生村などでは、事業者は事業の許可を受けるにあたり、「特定事業区域から300mの区域に居住する世帯の10分の8以上の世帯主から同意を得ること。」を条件として、近隣住民の意見が事業計画やその進捗に反映されるような規定を盛り込んでいます。

県残土条例では、今回のケースのような市街地に近接した場所での大規模な「埋め立て工事」による近隣住民への影響が、あまり考慮されていないと思われま

す。以上のことから、我孫子市においても、市民の安全・安心な暮らしを守りつつ、適切な埋め立て工事が行われるようにするために、市独自の条例による「埋め立て工事」の規制が必要であると考えます。

我孫子市議会議長 様